

平成二十一年二月二十四日受領
答弁第一二二九号

内閣衆質一七一第一二九号

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、昨年の力士による大麻所持事件等を受け、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）に対し必要な指導を行ってきたと考えているところであるが、協会において再発防止策に取り組んでいる最中に、再び力士による大麻所持事件が起きたことは誠に遺憾であり、協会においてこのことを厳しく受け止め、改めて再発防止策に徹底して取り組むよう指導しているところである。

二から五までについて

御指摘の塩谷文部科学大臣の本年二月三日の記者会見での発言及び同月五日の衆議院予算委員会での答弁は、昨年に引き続き、力士による大麻所持事件が起きたことを協会において厳しく受け止め、再発防止策に徹底して取り組むよう指導する必要があるとの趣旨のものである。文部科学省としては、先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣衆質一七一第八三号）四から六までについてでお答えしたとおり、協会の力士等に対する個別具体的な処分の内容については、協会において適切に判断すべきであると考えている

が、協会に対しては、再発防止策に徹底して取り組むよう改めて指導しているところである。